

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

令和3年度の家庭児童相談員を募集

令和3年度の家庭児童相談員を募集します。書類審査、面接を行ったうえで、採用を決定します。

期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(期間延長もできます)

募集要件

次のいずれかの資格をお持ちの方

- ① 学校教育法に基づく大学において児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻、卒業した方
- ② 医師
- ③ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した方
- ④ ③に準じており、相談員と

業務内容

家庭における児童養育についての相談業務

家庭児童の訪問指導業務
家庭児童福祉の向上を図るための必要な業務

勤務時間

月曜～金曜日のうち週4日
午前9時～午後5時

給料 月額 189785円

※地域手当・期末手当・通勤手当(2km以上)などは別途支給します。

詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

子育て支援課

443・1693

第10回あすへの灯火く夢・希望のライトアップツリーの開催を中止

12月5日(土)～25日(金)の期間で展示を予定しておりましたが、「第10回あすへの灯火く夢・希望のライトアップツリー」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

社会教育課

443・1464

12月26日(土)午後もクリーンセンターに直接搬入できます

ごみの直接搬入をする際は、ごみを分別してから、指定ごみ袋に入れてクリーンセンターへ搬入してください。

午後1時～4時30分
午後も直接搬入できます。

※年末は、混雑が予想されますので、なるべく早めの平日に搬入をお願いします。

クリーン推進課

443・6937

12月26日(土)
午前9時～正午

重複・頻回受診はやめましょう

重複受診とは

複数の医療機関を受診することです。

頻回受診とは

同じ医療機関を受診する回数が過度に多いことです。さまざまな支障や影響をおこす可能性があります。

負担がかかります。検査や処置が行われ、さらに投薬や注射などを繰り返すことで、体への負担や副作用などの恐れがあります。また、医療機関を変えている間に病状が悪化してしまう場合があります。

急病者の治療に支障がでます。医療機関での治療時間が増え、救急搬送や急病人の治療に支障をきたす恐れがあります。

医療費がかかります。重複受診では、その都度「初診料」を支払い、同じような検査や処置でも医療費を支払うことになり、頻回受診では、その都度「再診料」を支払い、医療費を多く支払うことになります。また、紹介状なしに医療機関を変更して受診すると、別途負担の請求があります。

国民健康保険税に影響がでます。医療費は、皆様が納付する国民健康保険税や自己負担でまかなわれます。そのため医療費が増えると保険財政が圧迫され、税額を引き上げることとなります。

重複受診・頻回受診を防ぐ方法

かかりつけ医を決めましょう。かかりつけ医とは、まず相談する身近な医者さんです。必要に応じて専門医を紹介してもらうこともできます。

医師を信頼し指示を守りましょう。自己判断で服薬量を変えたり飲むのをやめたり、通院をやめたりしないでください。

医療機関を変更するときは紹介状をもらいましょう。体調が悪くない場合は悪化していないのに頻りに受診するのはやめましょう。

気になることは納得いくまで医師の説明を受けましょう。

医療費通知や領収書を確認しましょう。医療機関窓口で支払うのは医療費の一部で、医療費通知や領収書を見直すと実際の総額がわかります。コスト意識が高まり、受診を見直すきっかけになります。

年に1回の特定健診を受けて健康管理をしましょう。健診で病気を早期発見できれば、受診回数も少なく治療ができます。健診結果から生活習慣を見直し、健康管理を行いましょう。

国民健康保険で診療を受けた時に、医療機関へ支払われる医療費は、皆様が負担されています。国民健康保険の制度をご理解いただき、被保険者の皆さん、一人ひとりが健康管理に心がけ、同じ病気やけがが繰り返さないよう、「重複受診」や、同じ月内に繰り返しかかると、適切な保険診療にご協力をお願いします。また、受診状況など詳しくお問い合わせください。

国民健康保険課 443-1139

国際交流協会設立に向けた国際理解講座

12月19日(土)
午前10時～正午

(受付 午前9時30分～)

定員 20人(先着順)
費用 無料

住所、氏名、連絡先を電話・FAX・Eメールのいずれかで企画政策課に申し込みます。

講演「国際交流と野球」

代表 吉田 昌弘氏

講演「ブータンと人間の幸せ」

ボランティアの会
会長 三輪 達雄氏

企画政策課
443・1114

FAX 444・0815

443・1114
kikaku@city.yachimata.jp

障害者週間を知っていますか

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。

「障害者週間」の期間は、毎年12月3日～9日の1週間です。この機会に、障害者の福祉について考えてみませんか。

障害がい福祉課

443・1649

